

# 学友会交通費支給規定

## 支給基準

### (1) 対象

- ・ 県外で開催される、中四国大会以上の公式試合、又は、中四国等地域のリーグ戦
- ・ 学連等が主催する、中四国地区大会等の予選を経て出場資格を得た全国大会
- ・ 支給対象者数は、大会要項に定められたエントリー数 + マネージャー等 2 名以内
- ・ 支給は 1 つの部につき、中四国大会等は 1 年間 2 回までとし、全国大会は 1 年間 1 回までとする

### (2) 支給額

- ・ 中四国大会等…… J R 中庄駅から大会場所最寄の J R 駅までの料金 (特急料金含む) の 20%
- ・ 全国大会……… J R 中庄駅から大会場所最寄の J R 駅までの料金 (特急料金含む) の 30%

但し、高額の場合は別途協議する

## 申請方法

各部の会計は、大会終了後 10 日以内に下記申請書類を添えて、学友会執行部に提出する (申請用紙は学友会室あります)

### < 申請書類 >

学友会交通費支出申請書 (責任者と連絡先、及び顧問の印)  
大会の結果、及び大会要項  
大会の参加メンバー

附 則 : この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する